



# 「人権尊重のための実務参照資料」について

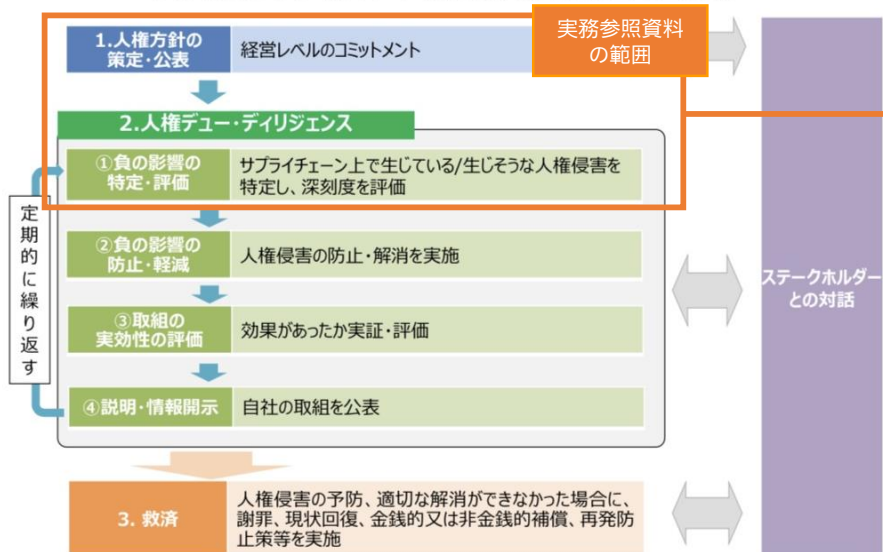
(経済産業省 公表)

## ＜企業活動における人権侵害リスクの例＞

- ・強制労働…自社の海外拠点の取引先の工場で、地域住民等が強制的に業務に従事させられている。
- ・児童労働…取引先の海外工場や原料調達先の農場等で15歳未満の子どもが雇用されている。
- ・賃金未払い…事業を実施する地域の最低賃金基準に満たない賃金を設定する。

人権尊重の観点から、企業が行い得る適切な取り組みについて模索していくことが必要。

## 責任あるサプライチェーン等における人権尊重の全体像



※1 ガイドラインでは、**日本で事業活動を行う全ての企業**に、1.人権方針の策定・公表、2.人権デュー・ディリジェンスの実施、3.救済の実施を求めている。

※2 これら取組全体において、**ステークホルダーとの対話**が重要。

出典：「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

## 【責任あるサプライチェーンなどにおける人権尊重のための実務参照資料】

### ① 人権尊重の取組みが求められる背景

- ・2011年の国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持され、人権尊重は、全ての企業に期待されるグローバルな行動基準であるとされている。
- ・企業活動における人権尊重は、人権に対する悪影響に対処し社会に貢献するとともに、企業の継続的事業運営を妨げる要因の回避、国際社会からの信頼を高めてグローバルな投資家等の高評価を得ることにつながる。
- ・欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進み、企業として取組みの強化が求められている。

### ② 公表の目的

企業に求められる人権尊重の取組みを後押しする。

### ③ 内容

- ・「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を、より具体的・実務的な形で示すため、企業がまず検討する「人権の策定」や「人権への負の影響の特定・評価」について、詳細な解説や事例を掲載。
- ・「農業・漁業」、「化学品・医薬品」等の事業分野別や、強制労働・児童労働が指摘されている産品別、地域別の人権課題、及び人権侵害リスクを例示。

### ④ 公表日

2023年4月4日

【人権デュー・ディリジェンス】

企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権侵害リスクを特定し、防止・軽減への取組みの実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為【負の影響】 人権侵害リスク

【ステークホルダー】企業の活動により影響を受ける又はその可能性がある利害関係者（個人又は集団）